

久万高原庁舎新築工事 入札説明書

- 入札説明書本文
- 入札公告
- 評価項目等（別表）
- 特定建設工事共同企業体協定書モデル案（別紙1）
- 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙2）
- 提出書類通知書（別紙2-2）（郵送または持参で提出する場合のみ）
- 入札参加資格確認資料
 - ・基本事項（別紙3）その1）
 - ・施工上配慮すべき事項（別紙3）その2）
 - ・企業（代表者）の施工能力について（別紙3）その3-1）
 - ・企業（代表者以外の構成員）の施工能力について（別紙3）その3-2）
 - ・配置予定技術者について※代表者（別紙3）その4-1）
 - ・配置予定技術者について※代表者以外の構成員（別紙3）その4-2）
 - ・技術力の継続的な確保について※代表者（別紙3）その5-1）
 - ・技術力の継続的な確保について※代表者以外の構成員（別紙3）その5-2）
 - ・企業の地理的要件・地域貢献度について（別紙3）その6）
 - ・災害時における地域貢献活動の実績調書（別紙3）その6-1）
 - ・施工体制確認書（別紙3）その7）
- 工事費内訳書の取扱いについて（別紙4）
- 低入札価格調査方法について（工事）（別紙5）
- 愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）（別紙6）
- 契約の保証について（別紙7）
- 現場代理人の設置について（別紙8）
- 入札後審査型一般競争入札における審査順位くじについて（別紙9）
- 設計書等貸与申請書（様式1）
- 入札書（様式2）（やむを得ず紙入札方式による場合のみ）
- 工事費内訳書（様式3）
- 委任状（様式4）（やむを得ず紙入札方式による場合のみ）

（参考）

- 愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）
- 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領
- 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領
- 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い

入 札 説 明 書

久万高原庁舎新築工事の入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の工事は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う工事である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

1 競争入札に付する事項

別添入札公告の1に掲げるとおり

2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の11(1)アに掲げるとおり、同入札公告の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、8(14)ウに掲げるとおり入札書を無効とし、開札しないこととする。

3 落札者の決定の方法

別添入札公告の7に掲げるとおり（くじの詳細については別紙9を参照すること。）

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

(1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

(2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

4 調達をする建設工事の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書（契約後VE方式に関する特記仕様書を含む。以下「設計書等」という。）のとおりに

5 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

6 電子入札等に関する事項

(1) この公告の工事は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う工事である。

(2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準2-1に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、

令和6年4月16日（火）から同月18日（木）までの受付時間中（休日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）（以下「紙入札書等提出期間」という。）に、運用基準2-1に定める紙入札方式参加承諾願を別添入札公告の11（7）に掲げる場所へ持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したのものに限る。以下同じ。）により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 8(2)及び8(8)イに掲げる書類（以下「添付書類」という。）は、別添入札公告の6（1）に掲げる期間内に、電子入札における入札書に添付して提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体（別途指定するものを除き、書き換えのできないものに限る。）を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により別添入札公告の11（7）に掲げる場所へ提出するとともに、運用基準5-3に定める提出書類通知書（別紙2-2）を電子入札における入札書に添付して提出すること。この場合、工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に工事費内訳書在中の旨を朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に入札件名を表示し、密封したものを提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札書及び当該添付書類を、紙入札書等提出期間に、持参又は郵送等により別添入札公告の11（7）に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に入札書及び工事費内訳書在中の旨を朱書し、それぞれ別の中封筒に入れ、それぞれの表に入札件名及び「入札書」又は「工事費内訳書」を表示し、密封したものを提出すること。なお、持参により提出する場合に限り、工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じるときは、入札書への押印を省略することができる。

7 簡易型総合評価落札方式（施工計画型（施工体制確認方式））に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

この公告の工事の簡易型総合評価落札方式における評価項目、評価内容、評価基準及び配点は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。）第5条、第6条及び評価項目等（別表）のとおりとする。

(2) 簡易型総合評価の方法

ア 次の算式により導き出された評価値をもって簡易型総合評価を行う。なお、評価値の計算において入札価格の単位は億円とし、求められる評価値は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

評価値 = {基礎点（80点）+ 施工体制確認点 + 加算点} / 入札価格（単位：億円）

イ アの基礎点については、入札参加資格を満たす場合に80点を与える。

ウ アの施工体制確認点については、総合評価実施要領第6条第3項の定めにより導き出された、各施工体制確認項目の得点の合計とする。

エ アで規定する各入札参加者の加算点については、次の算式により導き出された数値とする。なお、求められる加算点は評価区分ごとに小数第5位以下を切り捨て小数第4位

止めとする。

$$\begin{aligned} \text{加算点} = & (\text{入札参加者の施工計画の得点合計} / \text{施工計画の配点合計}) \times 10 \text{点} \\ & + (\text{入札参加者の企業の施工能力の得点合計} \\ & \quad / \text{企業の施工能力の配点合計}) \times 3 \text{点} \\ & + (\text{入札参加者の配置予定技術者の得点合計} \\ & \quad / \text{配置予定技術者の配点合計}) \times 2.5 \text{点} \\ & + (\text{入札参加者の技術力の継続的な確保の得点合計} \\ & \quad / \text{技術力の継続的な確保の配点合計}) \times 1.5 \text{点} \\ & + (\text{入札参加者の地理的要件の得点合計} \\ & \quad / \text{地理的要件の配点合計}) \times 1 \text{点} \\ & + (\text{入札参加者の地域貢献度の得点合計} \\ & \quad / \text{地域貢献度の配点合計}) \times 2 \text{点} \end{aligned}$$

オ 別添入札公告の4(1)において、全ての構成員を評価するとして評価項目の得点は、各構成員の得点に、それぞれの出資比率を乗じたものを合計して得た数値とする。なお、求められる得点は小数第5位以下を切り捨て小数第4位止めとする。

カ 施工計画について、以下に該当する提案は、過大な提案として評価しない。

- (ア) 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
- (イ) 管理基準の厳格化に係る提案
- (ウ) 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
- (エ) 過剰な材料・配合・工法に関する提案

(3) 施工計画の採否に関する通知

施工計画の採否に関する通知を希望する入札参加者は、落札決定を通知した日から起算して3日（休日を含まない。）以内に施工計画の採否に関する通知を請求することができる。ただし、入札が無効（施工計画の内容が不適切であったため無効となった場合を除く。）又は失格となった入札参加者は、請求することができない。請求方法等詳細は、簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知実施要領（令和4年6月1日施行）による。

8 その他必要な事項

(1) 共同企業体の結成

ア 共同企業体は、別添入札公告の2(2)に掲げる代表者である構成員の要件を全て満たす1者と、別添入札公告の2(3)に掲げる代表者以外の構成員の要件を全て満たす2者との、3者の組み合わせにより、任意かつ自主的に結成すること。

イ 共同企業体の結成に当たっては、特定建設工事共同企業体協定書モデル案（別紙1）を参考にすること。

ウ 共同企業体が行う工事の入札、請負契約に基づく行為については、共同企業体の代表会社の代表者が行うこととする。

なお、このことから、別添入札公告の3(1)に掲げる電子証明書（ICカード）の取得及び電子入札システムへの利用者登録についても、運用基準11-1(3)に定めるとおり、共同企業体の代表会社の代表者名義で行わなければならないので、留意すること。

(2) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別紙2）
- イ 共同企業体協定書の写し
- ウ 入札参加資格確認資料（簡易型総合評価に係る資料を含む。）（別紙3）

(3) 設計業務等の受託者等の入札参加制限

別添入札公告の2(2)オ（別添入札公告の2(3)アにおいて引用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる入札参加資格により、次のア又はイに該当する者を構成員とする共同企業体が行った入札は無効とする。

ア 別添入札公告の2(2)オに掲げる「この公告の工事に係る設計業務等の受託者」

イ 次の①又は②に該当する者（別添入札公告の2(2)オにおける「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」）

- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(4) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

別添入札公告の2(2)キ（別添入札公告の2(3)アにおいて引用する場合を含む。）に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者を構成員とする共同企業体が行った入札は無効とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

- ① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(5) 配置予定監理（主任）技術者

配置予定監理（主任）技術者は、役職（監理技術者、主任技術者、担当技術者（県発注工事の経験に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。）として従事していたものに限る。）や従事期間（工期の2分の1以上であり、共同企業体の代表者である構成員にあっては別添入札公告2(2)サに掲げる施工内容が、代表者以外の構成員にあっては別

添入札公告 2 (3) イに掲げる工事が行われている期間従事していること。) の基準を満たす従事経験を有するとともに、この工事に専任が可能な技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第4項に規定する特例監理技術者の配置は認めない。)であり、かつ、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。なお、親会社及びその連結子会社の間の出向社員については、平成28年5月31日付け国土建第119号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知の取扱いに基づき、雇用関係を認めるものとする。

(6) 設計書等の貸与及び閲覧

ア 設計書等は、令和6年3月26日(火)から4月15日(月)までの受付時間中に、様式1「設計書等貸与申請書」を別添入札公告の11(8)に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所を実施する。

イ 上記アの3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する設計書等を閲覧する場合には、様式1「設計書等貸与申請書」の提出は不要である。

(7) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、電子入札システムによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。なお、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を持参又は郵送等により提出する場合は、令和6年3月27日(水)から4月8日(月)までの受付時間中に、別添入札公告の11(7)に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載することにより行う。

(8) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号(任意の3桁の数字)を記載すること。

イ 入札書の提出に際し、工事費内訳書の取扱いについて(別紙4)をよく読むとともに、入札書に記載される金額に対応し、種目及び科目ごとに金額を記載した工事費内訳書を添付すること。工事費内訳書の様式は、様式3のとおりとする。

ウ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、共同企業体の代表会社の代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式4の内容を具備した自社様式でも可とする。

エ この工事は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。)第133条の2第1項の規定に基づき、調査基準価格を設定しており、この価格を下回る価格で入札を行った者に対して、規則第133条の2第2項の規定に基づき、低入札価格調査を行うこととしている。したがって、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)は、低入札価格調査方法について(工事)(別紙5)をよく読むとともに、指定された資料を開札後直ちに準備し、令和6年4月25日(木)午後5時までに、持参により提出すること。期限までに資料が提出できない場合、当該入札は失格とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場

合も当該入札を失格とする。

オ この工事は、低入札価格調査制度における失格判断基準（別紙5参照）の適用対象工事である。そのため、上記エにかかわらず、設計金額に対し、入札価格の費目別内訳のいずれかが、当該失格判断基準に該当する場合には、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、失格とする。

カ 愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成22年4月1日制定）第3条（施工体制確認に係る調査資料の提出）に基づき、低価格入札者については調査資料を持参により、令和6年4月25日（木）午後5時までに速やかに提出すること。

なお、提出がなかった場合は、当該入札を無効とするので留意すること。また、調査に対応できない旨の申し出があった場合も当該入札を無効とする。

キ 提出された(2)ウの資料のうち、施工計画に関する書類（以下「施工計画に関する書類」という。）の内容を確認する必要がある場合は、当該入札者に対し、総合評価実施要領第8条に規定する事情聴取を実施することがある。

ク 施工計画に関する書類を入札参加者自らが作成していないと認められる場合又はキの事情聴取を拒否した場合は、当該入札者の施工計画は評価対象としない。

ケ 愛媛県建設工事入札者心得（別紙6）及び運用基準を遵守すること。

(9) 開札後の追加資料の提出

ア 規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）は、以下の追加資料を電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、別途指定する日時までに速やかに提出すること。

なお、追加資料の提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とするので、当該追加資料について準備を行った上で入札に参加すること。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写し及び格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

① 施工実績及び監理（主任）技術者の従事経験（いずれも、共同企業体受注の場合は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、分担施工である乙型共同企業体として受注した場合は、出資比率に関わらず、構成員として施工を行った分担工事に係る施工実績及び従事経験に限る。また、監理（主任）技術者の従事経験については、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者（県発注工事の経験に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。）としての従事経験を含む。以下同じ。）を証する書類については、次に掲げるものであって、イ及びウの内容を確認できるものとする。

- ・ 請負代金額が2,500万円以上の公共工事については、（一財）日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写し（工事の一部が完成して引渡しが完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）

- ・ 請負代金額が2,500万円未満の公共工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）については、コリンズの登録内容確認書（受注登録のみされたものも認

める。)又は受注登録の工事カルテの写し

- ② 監理（主任）技術者の資格等を証する書類
- ③ 簡易型総合評価に係る資料の記載事項（評価項目等（別表）に記載のあるものに限る。）を証する書類
- ④ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し
- ⑤ 社会保険等の届出の義務に関する書類については、直近の経営事項審査の結果通知書の写し。ただし、経営事項審査の結果通知書において、健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、当該社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、当該事実を証する次のいずれかの書類の写し等

（健康保険及び厚生年金保険）

- ・社会保険料納入証明書
- ・保険料納付領収証書

（雇用保険）

- ・雇用保険料納入証明書
- ・労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書

また、届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合は、誓約書（入札参加資格確認資料（別紙3）その1-2）

イ ア①の施工実績及び監理（主任）技術者の従事経験を証する書類は、工事名、発注者名、工事場所、契約金額、工期、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事概要等を証明できるものであること。なお、当該公告において求める施工実績及び監理（主任）技術者の従事経験を上記の登録内容確認書又は工事カルテにより十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事内容を確認できる資料を併せて提出すること。

ウ ア①の監理（主任）技術者の従事経験を証する書類は、従事役職、従事期間を確認できるものであること。なお、従事経験とする工事の工期全体を通して配置されていない者を監理（主任）技術者とする場合は、別添入札公告2(2)サ及び2(3)イに掲げる施工内容が行われている期間従事していることを証する書類を提出すること。

エ ア②の監理（主任）技術者の資格等を証する書類は、次に掲げるとおりである。

- ① 一級建築士又は一級建築施工管理技士の免許等（建設業法第27条に基づき国土交通大臣が行う技術検定の合格証明書については、国土交通大臣が交付する合格証明書の受領までの期間は指定試験機関が通知する合格通知書で代えることができる。）の写し
- ② 監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の写し（裏面の監理技術者講習修了履歴を含む。講習修了履歴の記載がない場合は、講習修了証等の写しを添付すること。）
- ③ 健康保険被保険者証の写し（保険者番号、被保険者等記号・番号に、復元できない程度にマスキングを施したもの。以下同じ。）等の3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を証する書類

オ ア③の簡易型総合評価に係る資料の記載事項を証する書類は、次に掲げるとおりである。ただし、③、⑦及び⑧については、愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査

項目等証明手続要領（平成28年4月1日制定）に定める審査項目等証明申請書をもって代えることができる。

- ① 施工実績及び監理（主任）技術者の従事経験を証する書類は、ア①に掲げる書類（ただし、「出資比率が20%以上のもの」とあるのは「共同企業体の代表者としてのもの」と読み替える。）による。
- ② 監理（主任）技術者の資格等を証する書類は、エに掲げる書類による。
- ③ 工事成績評定点を証する書類は、算定に加味した工事の工事成績評定通知書の写しとする。
- ④ ISOマネジメントシステム等の認証取得を証する書類は、認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる資料とする。
- ⑤ 継続学習（CPD）の取得単位数を証する書類は、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会、（公社）日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体CPD協議会が発行するCPDに係る証明書とする。
- ⑥ 記載した担当技術者又は現場代理人（副現場代理人を除く。）について、35歳未満であることを証する書類
- ⑦ 本・支店、営業所の有無を証する書類は、住宅地図等を利用し、記載した所在地の位置図を作成して提出するものとする。
- ⑧ 災害ボランティア活動実績を証する書類は、災害時における地域貢献活動の実績調査とする。

カ 最高評価値入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合は、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

(10) 契約保証金

別添入札公告の11(1)イに掲げるとおり。具体的な取扱いについては、「契約の保証について」（別紙7）を参照のこと。

(11) 契約書

この工事の請負契約に使用する工事請負契約書は、別添入札公告の11（8）に掲げる場所で閲覧に供する。

(12) 支払条件

ア 前払金は、各会計年度の出来高予定額の10分の4に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の6に相当する額以内）

なお、低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、前金払は各会計年度の出来高予定額の10分の2に相当する額以内の額とする。（部分払に代えて中間前金払を選択した場合は、10分の4に相当する額以内）

イ 中間前金払に代えて部分払を選択した場合、部分払を請求できる回数は、令和6年度にあつては3回、令和7年度にあつては2回を限度とする。

ウ 各会計年度の支払限度額は、請負代金額に対して概ね次の割合を想定している。

令和6年度 10分の4

令和7年度 10分の6

(13) 別に配置を求める技術者

低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、専任で配置しなければならない監理（主任）技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす

技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。

(14) その他

ア 落札者が契約保証金等を提供した段階で直ちに落札者と契約をかわすが、この工事に係る請負契約は、愛媛県議会の議決を得たときに正式に成立するものであり、それまでの間は、県議会の議決を得たときに本契約として成立する旨の合意を含む仮契約である。

イ 落札決定後、仮契約締結までの間に、当該業者が別添入札公告の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは請負業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。また、仮契約締結後であっても、上記に掲げる場合には、契約を解除することがある。

ウ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり入札後審査型一般競争入札方式により実施するので、同入札公告の3に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、当該業者が提出した入札書は無効とし、開札しない。

エ 落札決定時において、契約日までの間、引き続き有効な経営事項審査がない落札候補者については、当該落札候補者が提出した入札書は無効とする。

オ 本入札に係る工事の施工において設置する現場代理人及び副現場代理人については、受注者である共同企業体の代表者との直接的な雇用関係を求める。具体的な取扱いについては、「現場代理人の設置について」（別紙8）を参照のこと。

カ 本工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱の対象工事であるので、排除措置に伴う入札参加制限について注意すること。

キ 本入札に係る簡易型総合評価において、担当技術者又は現場代理人として配置することとして加点対象となった若手技術者等（30歳未満又は35歳未満）については、工期終了までその職務に就く必要があり、やむを得ない場合を除き、工期中の変更及び退任は認められない。

なお、やむを得ない場合であっても、後任として新たに若手技術者等（30歳未満又は35歳未満）を配置できない場合は、本入札に係る工事の工事成績評定点が減点となるので、注意すること。

ク 入札参加者は、別添入札公告、本入札説明書及びその他本入札に関連する要綱・要領等を熟知の上、入札すること。入札参加者に提出を求めている資料については、ファイル形式、Word・Excelのバージョン又は添付書類の容量制限等の条件を設定しているものがあり、その条件を満たさない場合は、入札を無効とすることがあるので十分に注意すること。

○ 公 告

次のとおり入札後審査型一般競争入札に付する。

令和6年3月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 工事名

久万高原庁舎新築工事

(2) 工事場所

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万

(3) 工事概要

庁舎新築 : 鉄筋コンクリート造と木造の混構造2階建て
延べ面積1,237.75㎡

駐輪場新築 : 鉄骨造、平屋建て、延べ面積14.40㎡

(4) 工期

工事請負契約の成立の日の翌日から令和7年9月30日まで

(5) 予定価格

603,199,300円 (548,363,000円 (消費税及び地方消費税を除く。))

(6) その他

ア この公告の工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

イ この公告の工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の工事である。

ウ この公告の工事の入札は、愛媛県電子入札運用基準(工事・業務)(平成17年8月17日制定。以下「運用基準」という。)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、電子入札システムにより難しい者は、知事の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

エ この公告の工事は、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領(平成18年9月20日制定。以下「総合評価実施要領」という。)に定める簡易型総合評価落札方式(施工計画型(施工体制確認方式))の対象工事である。

オ この公告の工事の入札においては、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱(平成19年4月1日制定。以下「低入札価格調査制度実施要綱」という。)に定める低入札価格調査制度を適用する。

カ この公告の工事は、愛媛県建設工事低価格入札者排除措置要綱(平成22年6月1日制定)の対象であり、入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に排除措置の期間がある者

はこの公告の工事の入札に参加できず、これらの者が行った入札は無効とする。また、当該入札が同要綱第2条に規定する低入札であったときは、同要綱第4条に規定する低入札の累積回数に加算する。

キ この公告の工事においては、工事請負契約の成立の日の翌日から技術者の配置を要する。

ク この公告の工事で、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定による主任技術者の兼任を予定している場合は現在、主任技術者として従事している工事の発注者から承諾を得ておくこと。なお、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第26条第4項に規定する特例監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。

ケ この公告の工事は、週休2日確保工事試行要領（平成30年7月12日制定）に基づく発注者指定型の対象であり、現場閉所日の確保、実施方法及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月18日愛媛県告示第1275号）第2条第2項に規定する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 構成員の数が3者であり、任意かつ自主的に結成された者であること。
- (2) 代表者である構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により建設工事入札参加資格審査申請書を提出していること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）。

ウ 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事

再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

オ 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

商 号 株式会社大建設計工務

所在地 愛媛県松山市湯渡町5番36号

カ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

キ この入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本関係又は人的関係がない者であること。

ク 建築工事業について、特定建設業の許可（法第3条第1項第2号に掲げる者に係る同項の許可をいう。以下同じ。）を受け、愛媛県内に許可を受けている本店を有する者であること。

ケ 建築一式工事について、建設業者格付け事務取扱要領（平成11年4月1日制定）第5条の規定による建設業者格付け結果通知（開札日において効力を有する直近の格付けに係るもの。）の格付けがA等級の者であること。

コ 令和3年度又は令和4年度に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、令和3年度の平均点数又は令和4年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

サ 開札日から起算して過去15年間に、次の要件を全て満たす建築主体工事（新築工事、増築工事又は改築工事に限る。以下同じ。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が20パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した1件工事であること（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることのできる。）。

なお、当該工事が平成16年4月1日以後に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、施工実績として認めない。

(7) 愛媛県内における地上部の主たる構造が木造、鉄筋コン

クリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築主体工事であって、工事部分の規模が延べ面積 700 m²以上であるもの。

シ 次の要件を全て満たす監理（主任）技術者を専任で配置することができる者であること。なお、この公告の工事については、特例監理技術者の配置は認めない。

(ア) 一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であり、かつ、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）の交付を受け、監理技術者講習を修了している者であること。

(イ) 開札日から起算して過去 15 年間に、サに規定する要件を全て満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の 2 分の 1 以上を占め、サに規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者（愛媛県発注工事における経験に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。）としての従事経験を含む。）を有すること。

(ウ) 代表者である構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ス 構成員のうち、出資比率が最大の者であること。

(3) 代表者以外の構成員が次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア (2)アからコまでに掲げる要件

イ 開札日から起算して過去 15 年間に、次の要件を全て満たす建築主体工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ただし、当該工事については、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了した 1 件工事であること（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）。

(ア) 愛媛県内における地上部の主たる構造が木造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る建築主体工事。

(イ) 請負金額が 2,500 万円以上の建築主体工事。

ウ 次の要件を全て満たす主任技術者を専任で配置することができる者であること。

(ア) (2)シ(ア)に掲げる要件

(イ) 当該技術者を配置する構成員と開札日以前に 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

- (7) 開札日から起算して過去 15 年間に、イに規定する要件を全て満たす工事に従事した経験（当該工事の工期の 2 分の 1 以上を占め、イに規定する内容を施工する期間に従事した経験に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者（愛媛県発注工事における経験に限る。）又は現場代理人（副現場代理人を除く。）としての従事経験を含む。）を有すること。
- (4) 各構成員の出資比率が 20 パーセント以上であること。
- (5) 共同企業体の有効期間が、次に定める期間であること。
- ア この公告の工事の契約の相手方となった場合は、当該工事の請負代金の精算払を受けるまでの間
- イ この公告の工事の契約の相手方とならなかった場合は、当該工事の契約の相手方が確定するまでの間
- (6) 簡易型総合評価に係る施工計画等が適正であること。
- (7) 各構成員が次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。
- ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条
- (8) 各構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者でないこと。
- ア 愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- イ 暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者
- 3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）
- (1) この公告の工事の入札に参加を希望する者は、代表者になろうとする者が電子証明書（ICカード）を取得し、電子入札システムへの利用者登録を完了した上で、次の申請書類を知事に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。
- ア 特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書の写し
- ウ 入札参加資格確認資料（2(6)の簡易型総合評価に係る資料を含む。）
- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成

しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

令和6年4月16日（火）から同月18日（木）までの電子入札システムの稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）（ただし、最終日は午後5時まで）

イ 提出方法

(1)の申請書類は、電子入札システムにより、入札書と併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、アの期間内の受付時間中（休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に11(7)に掲げる場所へ、(1)の申請書類を持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

令和6年4月19日（金）午前10時

(5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の申請書類が提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。

なお、事前確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 簡易型総合評価落札方式（施工計画型（施工体制確認方式））に関する事項

(1) 評価項目

総合評価実施要領第5条及び評価項目等（別表）に定めるところによる。

なお、評価に当たっては、次のア、イ及びウについては共同企業体を、エ及びオについては代表者を、カについては全ての構成員又は共同企業体を、キ及びクについては全ての構成員を評価する。

ア 品質確保の実効性

イ 施工体制確保の確実性

ウ 施工計画について

設計図書に定める仕様に基づくものを適正な施工計画として評価し、適正な施工計画でないものについては、2(6)に掲

げる入札参加資格を満たさないことから当該入札書を無効とする。

- エ 企業の施工能力について
- オ 配置予定技術者について
- カ 技術力の継続的な確保について
- キ 地理的要件
- ク 地域貢献度

(2) 簡易型総合評価の方法

ア 入札参加資格を満たす場合に80点の基礎点を与えるとともに、施工体制確認点及び入札参加者の各評価項目に係る加算点について、それぞれ20点を満点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

イ アにより得られる基礎点、施工体制確認点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）をもって評価を行う。

ウ 各評価項目の配点等詳細は、入札説明書による。

(3) 適正な履行の確保

受注者の責により、提出された施工計画の内容と同等以上の施工をしなかったと認められる場合は、総合評価実施要領第11条の規定により工事成績評定点を減点する。

5 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

令和6年3月26日（火）から4月18日（木）まで

(2) 掲載場所

愛媛県入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/39222.html>

(3) なお、設計書、図面及び仕様書については、令和6年3月26日（火）から4月15日（月）までの間において、入札説明書に定めるところにより貸与し、又は閲覧に供する。

(4) 入札説明書について質問がある場合は、電子入札システムにより、令和6年3月27日（水）から4月8日（月）までの電子入札システムの稼働時間中（ただし、最終日は午後5時まで）に提出すること。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により提出することができる。詳細は、入札説明書による。

(5) (4)の質問に対する回答を記載した書面は、令和6年4月11日（木）から同月15日（月）までの間において、入札情報公開システムにより公表する。

6 入札及び開札

(1) 電子入札システムによる入札の期間

令和6年4月16日（火）から同月18日（木）までの電子入札システムの稼働時間中（ただし、最終日は午後5時まで）

(2) 開札の日時

令和6年4月22日（月） 午前10時

(3) 開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁本館1階会議室（都合により変更する場合あり。）

(4) 入札書の提出方法

原則として、電子入札システムにより、入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、入札説明書に定めるところにより、(1)の期間内の受付時間中に11(7)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 低入札価格調査制度実施要綱第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、令和6年4月25日（木）午後5時までに、入札説明書に定めるところの資料を11(7)に掲げる場所へ持参して提出すること。

7 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、施工体制及び評価項目の評価を行う。その後、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子入札システム、FAX、電子メール又は持参により、11(7)に掲げる場所へ別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、規則第139条の規定に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

なお、最高評価値入札者が行った入札が規則第133条の2第2項の規定による調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象である場合は、必要に応じて最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写し及び格付け結果通知の写しについて提出を求められた場合は、同様に速やかに提出すること。

ア 2(2)サ及び2(3)イの施工実績を証する書類

イ 2(2)シ及び2(3)ウの配置予定技術者の資格等（3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類

ウ 2(6)の簡易型総合評価に係る資料の記載事項を証する書類

エ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

(2) 最高評価値入札者は、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取により加算点を確定した上で決定する。

(3) 最高評価値入札者から提出された3(1)の申請書類及び(1)の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最高評価値入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最高評価値入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最高評価値入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に電子くじにより最高評価値入札者として審査を行う順位を決定する。

最高評価値入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。ただし、最高評価値入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合であって、最高評価値入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めたときは、当該入札参加者についても審査を行えるものとする。また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうちの最高評価値入札者を落札者とすることがある。

(4) (3)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、規則第139条の規定に基づき入札を無効とする。

- (5) 入札参加者の評価値については、採点後速やかに公表することとし、疑義がある場合は、総合評価実施要領第9条（評価値の疑義照会）に定めるところにより、公表された日から起算して2日（休日を含まない。）以内に11(7)に掲げる場所へ同要領様式10を持参又は郵送等で提出することにより、疑義照会できるものとする。
 - (6) 落札者の決定は、原則として、愛媛県建設工事総合評価審査委員への意見聴取の日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合又は評価値について疑義照会があった場合は、この限りでない。
 - (7) 落札者が決定した場合は、直ちに全ての入札参加者に対し電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとする。
なお、入札結果は、仮契約締結後、入札情報公開システムにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。
- 8 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明
- (1) 3(6)又は7(4)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。
 - (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合、(1)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の受付時間中に11(7)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
 - (3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、(2)の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により行う。
- 9 落札者として決定されなかった者に対する理由の説明
- (1) 落札者として決定されなかった者は、その理由について、知事に対して書面により説明を求めることができる。この場合、7(7)の通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内の受付時間中に11(7)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送等により提出しなければならない。
 - (2) (1)の書面を提出した者に対する回答は、(1)の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に、書面により行う。
- 10 契約締結後のV E提案
- 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行

うものとする。詳細は、特記仕様書等による。

11 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、規則第137条の規定に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査を経て締結した契約にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債又は金融機関の保証の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約又は工事履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札に際し、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより併せて提出すること。ただし、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、6(1)の期間内の受付時間中に(7)に掲げる場所へ入札書と併せて持参又は郵送等により提出すること。

イ 工事費内訳書には、種目及び科目ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得、運用基準、総合評価実施要領、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式における施工体制確認方式手続要領（平成22年4月1日制定）及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 低入札価格調査を経て締結した契約において配置を求める技術者

低入札価格調査を経て締結した契約については、監理（主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置を求める。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約の成立

ア この公告の工事に係る請負契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づく愛媛県議会の議決を得たときに成立する。

イ 落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該

落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

- (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県出納局会計課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)968-2783

FAX番号 (089)943-6891

電子メール kaikei@pref.ehime.lg.jp

- (8) 設計書等の貸与申請書提出先及び閲覧場所

愛媛県土木部土木管理局土木管理課

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912-2643

FAX番号 (089)912-2639

電子メール dobokukanri@pref.ehime.lg.jp

- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

(別表)

評価項目等 (施工計画型)

久万高原庁舎新築工事

(1) 施工計画について			／30	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
施工上配慮すべき事項	久万高原庁舎新築工事における施工上の配慮について	施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、工夫が見られる。	21～30	／30
		施工上の配慮について工事の条件等を踏まえて、やや工夫が見られる。	11～20	
		施工上の配慮について工事の条件等を踏まえており適切である。	0～10	

- ※1 共同企業体としての施工計画を評価する。
- ※2 (別紙3) その2に記載された内容で評価する。
- ※3 入札説明書で示す過大な提案に該当する提案は、評価しない。

(2) 企業の施工能力について			／35	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
同種・類似工事の施工実績	過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり	10	／10
		類似工事の実績あり	5	
		上記以外	0	
工事成績評定点	過去6か年度(H29～R4年度)の工事成績評定平均点(建築一式工事)	80点以上	20	／20
		79点	18	
		78点	16	
		77点	14	
		76点	12	
		75点	10	
		75点未満	0	
ISOマネジメントシステム等の取組み	県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得の有無	ISO9000シリーズ及び14000シリーズを取得	5	／5
		ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得	4	
		ISO9000シリーズ又は14000シリーズを取得	3	
		エコアクション21のみを取得	2	
		いずれも取得なし	0	

- ※1 代表者について評価する。
- ※2 (別紙3) その3に記載された内容で評価する。
- ※3 「同種・類似工事の施工実績」では、次に掲げる工事に該当するものを評価する。

同種工事	愛媛県内における以下の条件を全て満たす建築主体工事(新築工事に限る。) ①地上部の主たる構造が木造又は鉄筋コンクリート造である建築物(倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。)に係る工事 ②工事部分の規模が地上2階建て以上かつ延べ面積1,200㎡以上であるもの
類似工事	愛媛県内における以下の条件を全て満たす建築主体工事(新築工事に限る。) ①地上部の主たる構造が木造又は鉄筋コンクリート造である建築物(倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。)に係る工事 ②工事部分の規模が延べ面積700㎡以上であるもの

- ※4 「同種・類似工事の施工実績」について、共同企業体の代表者でない構成員としての施工実績は、入札参加資格とは別に、総合評価においては「上記以外」とみなして得点を0点とする。

(3) 配置予定技術者について			／15	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
同種・類似工事の従事経験	過去15年間の主任(監理)技術者及び現場代理人としての同種・類似工事の従事経験	主任(監理)技術者として同種工事の従事経験あり	10	／10
		主任(監理)技術者として類似工事の従事経験あり	6	
		現場代理人として同種工事の従事経験あり	4	
		現場代理人として類似工事の従事経験あり	2	
		上記以外	0	
継続学習(CPD)の取組み	CPDの取得単位数	100ユニット以上	5	／5
		80ユニット以上100ユニット未満	4	
		60ユニット以上80ユニット未満	3	
		40ユニット以上60ユニット未満	2	
		20ユニット以上40ユニット未満	1	
		20ユニット未満	0	

- ※1 代表者が配置を予定する技術者について評価する。
- ※2 (別紙3) その4に記載された内容で評価する。
- ※3 配置予定技術者が複数申請されている場合は、得点の最も低い者で評価する。
- ※4 「同種・類似工事の従事経験」については、上記(2)の※3に掲げる工事に該当するものを評価する。
- ※5 「同種・類似工事の従事経験」については、担当技術者及び共同企業体の代表者でない構成員としての従事経験は、入札参加資格とは別に、総合評価においては「上記以外」とみなして、得点を0点とする。
- ※6 「同種・類似工事の従事経験」について、「主任(監理)技術者としての従事経験」と「現場代理人としての従事経験」の両方を有する場合は、「主任(監理)技術者としての従事経験」のみを評価する。

(4) 技術力の継続的な確保について			／10	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
県内下請業者の活用	全ての下請を含む施工体制の計画	全ての下請業者(二次以下を含む)が県内業者である又は元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工する	5	／5
		上記以外	0	
若手技術者等の育成	若手技術者等(35歳未満)の現場への配置	30歳未満を担当技術者として配置	5	／5
		35歳未満を担当技術者として配置	4	
		30歳未満を現場代理人として配置	2	
		35歳未満を現場代理人として配置	1	
		上記以外	0	

- ※1 (別紙3) その5に記載された内容で評価する。
- ※2 「県内下請業者の活用」については、共同企業体としての施工体制計画を評価する。
- ※3 「若手技術者の育成」については、各構成員の得点にそれぞれの出資比率を乗じたものを合計して得た数値(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)とする。

(5) 地理的要件			／10	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
本・支店、営業所の有無	同一市町内(管内)での本・支店、営業所の所在の有無	同一市町(久万高原町)内に本店あり	10	／10
		中予地方局内に本店あり	7	
		中予地方局内に支店又は営業所あり	3	
		上記以外	0	

- ※1 全ての構成員について評価する。
- ※2 当該項目における共同企業体の得点は、各構成員の得点にそれぞれの出資比率を乗じたものを合計して得た数値(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)とする。
- ※3 (別紙3) その6の(1)に記載された内容で評価する。
- ※4 本・支店・営業所については、建築工事業について建設業法上の許可を受けているものに限る。

(6) 地域貢献度			／15	
評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
災害対応等の実績	過去2か年度の災害協定等に基づく応急対策業務、支援活動業務及び災害ボランティア活動の実績(R3・R4年度)並びに過去2か年度の災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績(R3・R4年度)	次の①～③までのいずれか2つの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	10	／10
		次の①～③までのいずれかの実績あり ① 応急対策業務又は支援活動業務 ② 災害ボランティア活動の実績 ③ 2回以上の訓練パトロールへの参加実績	5	
		上記以外	0	
		5回以上の参加実績あり	5	
公共土木施設愛護事業への参加実績	過去2か年度の公共土木施設愛護事業への参加実績(R3・R4年度)	5回未満の参加実績あり	3	／5
		参加実績なし	0	
		5回以上の参加実績あり	5	

- ※1 全ての構成員について評価する。
- ※2 当該項目における共同企業体の得点は、各構成員の得点に、それぞれの出資比率を乗じたものを合計して得た数値(小数第5位以下を切り捨て小数第4位止め)とする。
- ※3 (別紙3) その6の(2)以降に記載された内容で評価する。
- ※4 「災害対応等の実績」における災害協定に基づく訓練パトロールへの参加実績については、過去2か年度のいずれの年度においても1回以上の実績がある場合に限る。

(別紙1) 特定建設工事共同企業体協定書モデル案

久万高原庁舎新築工事
〇〇・△△・□□共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 愛媛県発注に係る久万高原庁舎新築工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。

以下「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、久万高原庁舎新築工事〇〇・△△・□□共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後請負代金の完成払いを受けるまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地

〇〇建設株式会社

▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地

△△建設株式会社

▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地

□□建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社をもって代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分払金を含む。)を請求し、及び受領し、並びに当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇建設株式会社 ▽▽%

△△建設株式会社 ▽▽%

□□建設株式会社 ▽▽%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、▽▽銀行▽▽支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち建設工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条第1項に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、建設工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが建設工事の工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社、△△建設株式会社及び□□建設株式会社は、上記のとおり久万高原庁舎新築工事〇〇・△△・□□共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役 ▽▽▽▽ 印

△△建設株式会社

代表取締役 ▽▽▽▽ 印

□□建設株式会社

代表取締役 ▽▽▽▽ 印

(別紙2)

特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

共同企業体の事務所の所在地

共同企業体の名称 久万高原庁舎新築工事〇〇・
△△・□□共同企業体

共同企業体の代表者の商号
又は名称及び代表者氏名

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

共同企業体の構成員の商号
又は名称及び代表者氏名

今般連帯責任によって請負工事の共同施工を行うため、_____を代表者とする_____共同企業体を次のとおり結成し、同企業体により愛媛県の発注する久万高原庁舎新築工事の競争入札に参加したいので添付書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

また、愛媛県の発注する久万高原庁舎新築工事について次の権限を久万高原庁舎新築工事_____共同企業体代表者に委任します。

- (1) 工事の入札及び見積りに関する一切の権限
- (2) 工事請負契約に関する一切の権限 (契約の締結を除く)
- (3) 工事完成保証に関する一切の権限
- (4) 工事請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (5) 上記権限の範囲内において、復代理人を選任する権限
- (6) その他工事の施工に係る届出及び報告に関する一切の権限

1 共同企業体の構成員

区分	商号又は名称	許可番号	許可年月日	許可業種 (略号)	出資の割合 (%)
代表者					
構成員					
構成員					

2 工事の入札、見積り、請負契約及び請負契約に基づく行為に使用する印鑑

代表者	構成員	構成員

注 特定建設工事共同企業体協定書の写しを添付すること。

(添付資料が3メガバイトを超え、郵送又は持参で提出する場合のみ)

(別紙2-2)

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

業者IDは共同企業体の代表会社に対して利用者登録申請時に発行された16桁の番号を記入してください。

(申請者)

業者ID 380000××××××××××
住所 ▽▽市▽▽町▽▽番地
特定建設工事共同 久万高原庁舎新築工事○○・△
企業体の名称 △・□□共同企業体
代表者である構成員の ○○建設株式会社
商号又は名称
代表者名 愛媛 太郎

申請者は共同企業体の代表会社の代表者としてください。

提出書類通知書(記載例)

入札参加に必要な下記の書類について別途郵送(持参)しますので通知します。

記

1. 調達案件番号
3800000××××××××××××××
2. 調達案件名称
久万高原庁舎新築工事
3. 提出書類名等

調達案件概要に記載されている22桁の番号を記入してください。

提出書類名	書類のページ数
特定建設工事共同企業体競争入札参加資格審査申請書	
共同企業体協定書の写し	
入札参加資格確認資料(簡易型総合評価に係る資料を含む。)	
工事費内訳書	

4. 発送(持参)年月日
令和 年 月 日

郵送する場合は発送日、持参する場合は、持参日を記入してください。

(別紙3) その1

入札参加資格確認資料 (基本事項)	
商号又は名称 _____	
民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての有無 【※入札公告2(2)エ又は(3)ア関係】 [該当する□に印を付すること。(以下同じ)]	<input type="checkbox"/> 民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがなされている。 <input type="checkbox"/> 上記に該当するが、再生計画認可又は更生計画認可の決定を受けている。 <input type="checkbox"/> いずれの申立てもなされていない。
本工事の設計業務等の受託者等との関連の有無 (入札説明書8(3)に掲げるア又はイへの該当の有無) 【※入札公告2(2)オ又は(3)ア関係】	<input type="checkbox"/> あり (関連する理由: _____) <input type="checkbox"/> なし
資本関係又は人的関係のある建設会社の有無 (入札説明書8(4)に掲げるア、イ又はウに該当する建設会社又は役員の有無) 【※入札公告2(2)キ又は(3)ア関係】	<input type="checkbox"/> あり ※「あり」の場合は、「資本関係及び人的関係に係る状況届」(別紙3)その1-1を併せて提出すること。 <input type="checkbox"/> なし
本工事の業種に係る建設業の許可区分 【※入札公告2(2)ク又は(3)ア関係】	建築工事業 <input type="checkbox"/> 特定建設業
本店等所在地 【※入札公告2(2)ク又は(3)ア関係】	<input type="checkbox"/> 本店 所在地 _____
本工事の業種に係る格付け等級 【※入札公告2(2)ケ又は(3)ア関係】	建築一式工事 <input type="checkbox"/> A等級
社会保険等の届出義務の履行状況 【※入札公告2(7)関係】	健康保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 (届出義務なし含む) <input type="checkbox"/> 未加入
	厚生年金保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 (届出義務なし) <input type="checkbox"/> 未加入
	雇用保険 <input type="checkbox"/> 加入又は適用除外 (届出義務なし) <input type="checkbox"/> 未加入
暴力団員等との関係状況 【※入札公告2(8)関係】	<input type="checkbox"/> 愛媛県暴力団排除条例に定める暴力団員等 (以下「暴力団員等」という。) である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者である。 <input type="checkbox"/> 暴力団員等又は暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者が事業活動を支配する者である。 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない。
備 考	

注 各構成員ごとに作成のこと。

資本関係及び人的関係に係る状況届

商号又は名称 _____

1 資本関係に係る事項

(1) 会社法第2条第4号の親会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(2) 会社法第2条第3号の子会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

(3) 会社法第2条第4号の親会社を同一とする子会社の関係を有する会社

商号又は名称	本店所在地	許可番号

2 人的関係に係る事項

他社と兼任している役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職	氏名	商号又は名称	許可番号	役職

注1 該当がない場合は、本様式（別紙3）その1-1）の提出は必要ない。

2 「2 人的関係に係る事項」については、役員及び民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人について記入すること。

令和 年 月 日

愛媛県知事 中村 時広 様

住所：
会社名：
代表者氏名：

誓 約 書

下記の理由により、令和6年3月26日付で公告のありました「久万高原庁舎新築工事」の競争入札に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

記

(健康保険・厚生年金保険)

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
 その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- 役員以外の法人であるため
 その他の理由

(その他の理由を選択した場合)

年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

注1 本様式((別紙3) その1-2)については、入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者で、社会保険等の届出の義務を有しない者であって、直近の経営事項審査の結果通知書の写し等、適用除外であることが確認できる資料を提出することができない場合に提出すること。(該当ない場合は提出の必要はない。)

施工上配慮すべき事項

工事名 : 久万高原庁舎新築工事

商号又は名称:

※共同企業体として作成すること。

評価内容	久万高原庁舎新築工事における施工上の配慮について
------	--------------------------

項目①	躯体コンクリートのひび割れの抑制に関する配慮について（配合や混和材料による対策、環境対策、安全対策を除く。）
具体的な対応策	<見出し>
	<実施内容>
	<見出し>
	<実施内容>

項目②	木質架構の柱脚接合部又は建て方の精度確保に関する配慮について（環境対策、安全対策を除く。）
具体的な対応策	<見出し>
	<実施内容>
	<見出し>
	<実施内容>

項目③	集成材の現場搬入から完成までの降雨・降雪による含水率上昇の抑制に関する配慮について（環境対策、安全対策を除く。）
具体的な対応策	<見出し>
	<実施内容>
	<見出し>
	<実施内容>

項目④	フェノールフォーム断熱材の外壁部分上部の隙間防止に関する配慮について（環境対策、安全対策を除く。）
具体的な対応策	<見出し>
	<実施内容>
	<見出し>
	<実施内容>

項目⑤	屋根の下葺材施工時の防水機能確保に関する配慮について（環境対策、安全対策を除く。）
具体的な対応策	<見出し>
	<実施内容>
	<見出し>
	<実施内容>

※別添「愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における施工計画作成に係る注意事項について」を必ず参照のうえ、本様式の設定を変更することなく作成すること。

(別添)

**愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式（施工計画型）における
施工計画作成に係る注意事項について**

1 記載内容について

- ① 「曖昧な表現」「履行の確実性・実効性に疑義がある内容」「工事費を圧迫し
工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案」等の評価しない具体的な事例
については、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お
知らせ」（下記アドレス）に掲載している「簡易型総合評価落札方式における
施工計画評価に関する留意事項について」を参考にすること。

《愛媛県HP「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」》

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

- ② 入札参加者自らが作成すること。（配置予定技術者の責任において作成されて
いることをいう。）
- ③ 評価項目が「工程管理に係る技術的所見」の場合は、着目する項目と全体的な
工事の実施手順や工期設定がわかるよう工程表を作成し、作成した工程表につ
いて技術的所見を記載すること。

2 施工計画の体裁等について

- ① 施工計画は、入札公告に添付している様式を使用して作成すること。
- ② ファイル形式に係る次の条件を満たさない施工計画の提出があった場合は、そ
の者が行った入札を「無効」とする。

ファイル形式	Microsoft Word形式（拡張子がdocまたはdocxのものに限る）
用紙サイズ	A 4
ページ数	1つの評価内容に対して ○評価項目が3項目以下の場合：1ページ以内 ○評価項目が4項目以上の場合：2ページ以内

- ③ 次に示す様式の設定に係る条件を満たさない施工計画の提出があった場合にお
いて、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判
断した場合は、その者が行った入札を「無効」とする。

文字サイズ	10ポイント
フォント	MS明朝又はMSゴシック
行間	固定値 11ポイント
ページ余白	上下、左右とも20mm
ヘッダー	上からのヘッダー位置20mm
フッター	下からのフッター位置12.7mm
セル余白	上下 0mm、左右 1.7mm
枠の幅	変更不可
枠の高さ	<u>「実施内容」欄については、必要に応じ改行により高さを拡 げることが認めらる。</u> その他の枠は変更不可とする。

- ④ ＜実施内容＞の欄内には、必要に応じて図表等（構造図、説明図表、施工写真等）を掲載してもよい。ただし、図表等は鮮明で内容を確認できるものとすること。これに反して図表等が不鮮明で内容が確認できない場合は、該当する実施内容は評価しない。なお、図表等の中に記載された説明文は評価の対象としない。
- ⑤ 様式上の次の項目については削除可能とするが、その他の様式上の項目を削除した施工計画の提出があった場合において、記載できる提案の情報量を増加する目的で変更が行われたと発注者が判断した場合は、その者が行った入札を「無効」とする。

様式欄外下の※印以下の文章

様式が2ページに跨る場合における、2ページ目の「評価内容」欄

※タイトル、工事名、商号又は名称欄は、ヘッダー領域に表示されるよう設定しているため、削除又は設定の変更を行わないこと。

（提出前に、全ページに記載されていることを、印刷プレビュー画面で必ず確認すること。）

3 記載方法について

① 具体的な対応策

発注者があらかじめ定めた項目毎に「具体的な対応策」を2つまで記載することができる。2つを超える記載があった場合は、3つ目以降の記載については評価しない。

なお、「具体的な対応策」を2つ記載している場合であっても、次に該当する場合は1つの「具体的な対応策」とみなして評価するので、注意すること。

- (1) 目的、実施方法、効果等が同じである「具体的な対応策」を、使用する場所を変えて2つ記載している場合
- (2) 2つ以上の効果がある1つの「具体的な対応策」を、効果毎に別々に記載している場合
- (3) 2つの「具体的な対応策」を組み合わせなければ効果が発揮されない場合

② 見出し

＜見出し＞の欄には、工法・使用機器・工夫など、具体的かつ簡潔な見出しを1つ記載すること。

なお、1つの＜見出し＞欄に、見出しを複数記載している場合、若しくはそれに類すると発注者が判断した場合は、1つ目に記載した見出しのみを評価し、2つ目以降の見出しについては、効果の有無に関わらず評価しない。

【見出しの記載例】

- 工法の採用
- ▼▼▼機器の使用
- ■ ■（工夫の内容）の実施

（好ましくない例）

- の精度確保
- ▽▽▽の品質確保

□□□の安全対策

※具体的な手段ではなく目的を記載しているため
(評価しない例)

●●●工法の採用及び▼▼▼機器の使用

※見出しを2つ記載しているため、1つ目の「●●●工法の採用」のみ評価し、2つ目の「▼▼▼機器の使用」については、効果の有無に関わらず評価しない。(ただし、「●●●工法の採用」と「▼▼▼機器の使用」を組み合わせると1つの効果が得られる場合は、この限りではない。)

③ 実施内容

＜実施内容＞の欄には、＜見出し＞の欄に記載した工法・使用機器・工夫などの目的、実施方法、効果等を具体的かつ簡潔に記載すること。

なお、1つの＜実施内容＞欄に、**実施内容を複数記載している場合、若しくはそれに類すると発注者が判断した場合は、1つ目に記載した実施内容のみを評価し、2つ目以降の実施内容については、効果の有無に関わらず評価しない。**

また、**＜実施内容＞欄に記載している内容が、＜見出し＞欄に記載している工法等の内容と一致しない場合についても、効果の有無に関わらず評価しない。**

④ 施工計画 記載例

評価内容	(例) ○○に関する施工上の配慮について
------	----------------------

項目①	□□□□□□□□□□□□について
具体的な 対応策	＜見出し＞ ●●●工法の採用
	＜実施内容＞ 本工事の条件や現場条件等を踏まえて、●●●工法の目的、実施方法、効果等を具体的かつ簡潔に記載する。(必要に応じて図表等(構造図、説明図表、施工写真等)を欄内に掲載してもよい。)
	＜見出し＞ ▼▼▼機器の使用
	＜実施内容＞ 本工事の条件や現場条件等を踏まえて、▼▼▼機器の目的、実施方法、効果等を具体的かつ簡潔に記載する。(必要に応じて図表等(構造図、説明図表、施工写真等)を欄内に掲載してもよい。)

4 施工計画の採否について

簡易型総合評価落札方式(施工計画型)により落札者を決定する工事においては、入札参加者は施工計画の採否に関する通知を請求することができるので、請求方法等詳細は、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」(下記アドレス)に掲載している「簡易型総合評価落札方式における施工計画の採否に関する通知実施要領」を参照のこと。

《愛媛県HP「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」》

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

(2) 工事成績評定点

過去6か年度の工事成績評定平均点	点
------------------	---

- 注1 前6か年度（平成29～令和4年度）に完成した愛媛県土木部及び農林水産部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査後に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。）の平均点（小数第1位を四捨五入した整数）を記載すること。
- 2 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、算定に加味した工事の工事成績評定通知書の写し（「愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札審査項目等証明手続要領」に定める審査項目等証明申請書をもって代えることができる。）を提出すること。

(3) ISOマネジメントシステム等

県内事業所におけるISO9000シリーズ・14000シリーズ、エコアクション21の認証取得（該当する□に一箇所印を付すこと。）	<input type="checkbox"/> ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズを取得 <input type="checkbox"/> ISO9000シリーズ及びエコアクション21を取得 <input type="checkbox"/> ISO9000シリーズ又はISO14000シリーズを取得 <input type="checkbox"/> エコアクション21のみを取得 <input type="checkbox"/> いずれも取得なし
---	--

- 注1 愛媛県内にある事業所（建築工事業に係る建設業法上の営業所に限る。）において認証取得し、開札日において有効であるマネジメントシステム等について記載すること。
- 2 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、認証機関が発行する証明書等により認証取得が確認できる資料を提出すること。

(別紙3) その3-2

企業（代表者以外の構成員）の施工能力について

工事名：久万高原庁舎新築工事

商号又は名称：

※代表者以外の構成員について作成のこと。

(1) 施工実績

工 事 名		
発 注 者 名		
工 事 場 所		
契 約 金 額		
完 成 時 期 (該当する□に一箇所印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 過去 15 年以内 <input type="checkbox"/> 完成後 15 年超経過
受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体（代表者） (出資比率 %) <input type="checkbox"/> 共同企業体（代表者以外の構成員） (出資比率 %)
工 事 概 要 等	地上部の主たる 構造 (該当する□に一箇所 印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考		

注1 入札公告2(3)イに掲げる要件をすべて満たす施工実績について記載すること。

2 工事場所は、市町村名まで記載すること。

3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。

4 受注形態等の()内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。

5 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、施工実績を証する書類を提出すること。

配置予定技術者について

工事名 : 久万高原庁舎新築工事

商号又は名称 :

※代表者が配置を予定する技術者ごとに作成のこと。

(1) 従事経験等

氏名				
職名 (該当する□に印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 監理技術者	<input type="checkbox"/> 主任技術者	
監理技術者資格者証 (建築工事業について記載すること。)		交付年月日	年 月 日	
		登録番号		
法令による資格・免許		<input type="checkbox"/> 一級建築士 (登録番号 :)	<input type="checkbox"/> 一級建築施工管理技士	
同種・類似工事等の従事経験の概要	工事名			
	発注者名			
	工事場所			
	契約金額			
	完成時期 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 過去15年以内 <input type="checkbox"/> 完成後15年超経過		
	受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者) (出資比率 %) <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者以外の構成員) (出資比率 %)		
	従事役職 [該当する役職について□に印を付するとともに、当工事の従事期間について [] 内の□に印を付すこと。]	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人		
	工事概要等	工事の種類 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	建築主体工事 [<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築]	
		地上部の主たる構造 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
		延べ面積 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 1,200㎡以上 <input type="checkbox"/> 700㎡以上、1,200㎡未満	
工事部分の階数 (該当する□に一箇所印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 地上2階以上 <input type="checkbox"/> 地上2階未満		

兼任を予定している 工事等の有無 (各項目ごとに、該当する□に印を 付すこと。)	○他工事との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ・発注機関: (監督員等名:) ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 8,000万円以上 <input type="checkbox"/> 8,000万円未満 ・工期: 年月日～年月日
	○営業所の専任技術者との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
兼任に係る県確認欄	確認日: 年月日 兼任工事発注者:

- 注1 入札公告2(2)シに掲げる要件をすべて満たす配置予定技術者(このうち、従事経験については、評価項目等(3)に掲げる同種・類似工事に該当する工事の従事経験がある場合は、当該従事経験)について記載すること。
- 2 工事場所は、市町村名まで記載すること。
- 3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
- 4 受注形態等の()内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。
- 5 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、監理(主任)技術者の資格等(3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。)及び従事経験を証する書類を提出すること。
- 6 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者を監理(主任)技術者として配置する場合は、上記5に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類(従事経験の工事の実施工程表等)を提出すること。
- 7 建設業法施行令第27条第2項の規定により、配置予定技術者の兼任を予定している場合は、兼任を予定している工事等の有無の項に、当該工事の概要を記載すること。
 <兼任を予定している工事等の有無の項の記載例>
 ・発注機関: ○○市(担当課: △△課 089-***-****)
 (監督員等名: ○○ ○○)
 ・工事名: ○○新築工事
 ・工事場所: ○○市△△町
 ・工事現場の間隔: ○.○km
 ・請負金額: 円
 (契約前) 8,000万円以上 8,000万円未満
 (契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)
 (契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)
 ・工期: ●●●年△月□日～○年□月△日
- 8 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任(監理)技術者と兼任することは認められないので、留意すること。
- 9 兼任に係る県確認欄の項は、応札者において記載する必要はない。

(2) 継続学習 (C P D)

C P Dの取得単位数	ユニット
-------------	------

- 注 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会又は建築設備士関係団体C P D協議会が発行するC P Dに係る証明書を提出すること。ただし、証明書は、証明日が開札日から起算して過去1年以内のものに限る。証明書の証明日から起算して過去5年間の取得単位数の累計を記載すること。

配置予定技術者について

工事名 : 久万高原庁舎新築工事

商号又は名称 :

※代表者以外の構成員が配置を予定する技術者ごとに作成のこと。

(1) 従事経験等

氏名		
職名 (該当する□に印を付すこと。)		<input type="checkbox"/> 主任技術者
監理技術者資格者証 (建築工事業について記載すること。)		交付年月日 年 月 日 登録番号
法令による資格・免許		<input type="checkbox"/> 一級建築士 (登録番号:) <input type="checkbox"/> 一級建築施工管理技士
従事経験の概要	工事名	
	発注者名	
	工事場所	
	契約金額	
	完成時期 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 過去15年以内 <input type="checkbox"/> 完成後15年超経過
	受注形態等 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者) (出資比率 %) <input type="checkbox"/> 共同企業体 (代表者以外の構成員) (出資比率 %)
	従事役職 [該当する役職について□に印を付するとともに、当工事の従事期間について〔 〕内の□に印を付すこと。]	<input type="checkbox"/> 監理技術者 <input type="checkbox"/> 主任技術者 <input type="checkbox"/> 担当技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 〔 <input type="checkbox"/> 工期の全体 <input type="checkbox"/> 工期の1/2以上の期間 (上記以外) <input type="checkbox"/> 工期の1/2未満の期間 〕
工事概要等	地上部の主たる構造 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
兼任を予定している工事等の有無 (各項目ごとに、該当する□に印を付すこと。)		○他工事との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ・発注機関: (監督員等名:) ・工事名: ・工事場所: ・工事現場の間隔: km ・請負金額: 円 (契約前) <input type="checkbox"/> 8,000万円以上 <input type="checkbox"/> 8,000万円未満 ・工期: 年月日～年月日
		○営業所の専任技術者との兼任 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

兼任に係る県確認欄	確 認 日： 年 月 日 兼 任 工 事 発 注 者：
-----------	--------------------------------

- 注1 入札公告2(3)ウに掲げる要件をすべて満たす配置予定技術者について記載すること。
- 2 工事場所は、市町村名まで記載すること。
- 3 完成時期の項は、開札日から起算しての年数とする。
- 4 受注形態等の()内は、共同企業体における自己の出資比率を記載すること。
- 5 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、主任技術者の資格等(3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。)及び従事経験を証する書類を提出すること。
- 6 従事経験の工事に工期の全体を通して配置されていない者を主任技術者として配置する場合は、上記5に加え、入札公告に掲げる工事の内容を施工する期間において配置されていることを証する書類(従事経験の工事の実施工程表等)を提出すること。
- 7 建設業法施行令第27条第2項の規定により、配置予定技術者の兼任を予定している場合は、兼任を予定している工事等の有無の項に、当該工事の概要を記載すること。
 <兼任を予定している工事等の有無の項の記載例>
- ・発注機関：〇〇市(担当課：△△課 089-***-****)
 (監督員等名：〇〇 〇〇)
 - ・工事名：〇〇新築工事
 - ・工事場所：〇〇市△△町
 - ・工事現場の間隔：〇.〇km
 - ・請負金額： 円
 (契約前) □8,000万円以上 □8,000万円未満
 (契約済みの場合は、請負金額を記載すること。)
 (契約前の場合は、該当する□に印を付すこと。)
 - ・工期：●●〇年△月□日～〇年□月△日
- 8 営業所の専任技術者が現場代理人又は専任を要する主任(監理)技術者と兼任することは認められないので、留意すること。
- 9 兼任に係る県確認欄の項は、応札者において記載する必要はない。

技術力の継続的な確保について

工事名 : 久万高原庁舎新築工事

商号又は名称 : _____

※代表者について作成のこと。

(1) 県内下請業者の活用 (共同企業体としての計画を記入すること。)

全ての下請を含む施工体制の計画 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 全ての下請業者 (二次以下を含む) が県内業者 <input type="checkbox"/> 元請業者が県内業者で工事の全てを自ら施工 <input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当なし
---------------------------------------	--

- 注1 下請は、元請業者又は下請業者が他の建設業者と締結する請負契約であり、建設業法第2条第4項に規定する下請契約によるものであること。
2 評価対象は、建設工事の請負契約における下請業者であり、測量、警備、資材納入、運搬等のみの契約業者は評価対象にならない。
3 入札時にあらかじめ下請業者を決めておく必要はないが、予定ありとした場合には履行義務がある。(入札説明書8(9)に掲げる追加資料の提出は必要ない。)

(2) 若手技術者等

若手技術者等 (35歳未満) の現場への配置 (該当する□に一箇所印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 30歳未満を担当技術者として配置 <input type="checkbox"/> 35歳未満を担当技術者として配置 <input type="checkbox"/> 30歳未満を現場代理人として配置 <input type="checkbox"/> 35歳未満を現場代理人として配置 <input type="checkbox"/> 配置なし		
配置予定の若手技術者等氏名	生 年 月 日	年 齢 (開札日時点)	他工事の技術者又は営業所の 専任技術者との兼任
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

- 注1 若手技術者等 (35歳未満) の現場への配置について記載すること。
2 若手技術者等は、開札日において35歳未満であることを書類により確認できるものであること。
3 担当技術者及び現場代理人が35歳未満の場合、担当技術者のいずれか (30歳未満又は35歳未満) に印を付すこと。
4 配置する場合は、配置予定の若手技術者等氏名、生年月日、年齢を記載すること。(候補者は複数記載可能であるが、30歳以上の者を含んだ場合は、上記の記載に関わらず「35歳未満」として評価する。)
5 担当技術者として配置する場合は、本工事に専任できる者であること。
6 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、配置予定の若手技術者等が開札日において35歳未満であることを証する書類を提出すること。(若手技術者等の追加資料であることを提出資料に明記すること。)

技術力の継続的な確保について

工事名 : 久万高原庁舎新築工事

商号又は名称 :

※代表者以外の構成員について作成のこと。

(1) 若手技術者等

若手技術者等（35歳未満）の現場への配置 （該当する□に一箇所印を付すこと。）	<input type="checkbox"/> 30歳未満を担当技術者として配置		
	<input type="checkbox"/> 35歳未満を担当技術者として配置		
	<input type="checkbox"/> 30歳未満を現場代理人として配置		
	<input type="checkbox"/> 35歳未満を現場代理人として配置		
<input type="checkbox"/> 配置なし			
配置予定の若手技術者等氏名	生 年 月 日	年 齢 (開札日時点)	他工事の技術者又は営業所の 専任技術者との兼任
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	年 月 日	歳	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

- 注1 若手技術者等（35歳未満）の現場への配置について記載すること。
- 2 若手技術者等は、開札日において35歳未満であることを書類により確認できるものであること。
- 3 担当技術者及び現場代理人が35歳未満の場合、担当技術者のいずれか（30歳未満又は35歳未満）に印を付すこと。
- 4 配置する場合は、配置予定の若手技術者等氏名、生年月日、年齢を記載すること。（候補者は複数記載可能であるが、30歳以上の者を含んだ場合は、上記の記載に関わらず「35歳未満」として評価する。）
- 5 担当技術者として配置する場合は、本工事に専任できる者であること。
- 6 入札説明書8(9)に掲げるところに従い、追加資料の提出を求められた者については、別途指定する日時までに速やかに、配置予定の若手技術者等が開札日において35歳未満であることを証する書類を提出すること。（若手技術者等の追加資料であることを提出資料に明記すること。）

(別紙3) その6-1

災害時における地域貢献活動の実績調書

商号又は名称	
活動の概要	
活動場所	
活動日	年 月 日～ 年 月 日
活動人数	延べ 人(実 人)
使用機械等	
その他	
<p>上記内容に相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>証明者(実施機関)</p>	

注 活動日は、正確に記載すること。

(別紙3) その7

施工体制確認書

愛媛県知事 中村 時広 様

住所：

共同企業体名：

代表者氏名：

令和6年3月26日付けで公告のありました久万高原庁舎新築工事に提出した工事内訳書等の資料の内容で、本工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料を確保し、適切な施工体制を十分確保します。

工事費内訳書の取扱いについて

愛媛県では、入札に際して提出を義務付けている工事費内訳書について、次のとおり取り扱っていますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

記

1 提出対象工事

全工事

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第12条に基づき、平成27年4月1日以降に入札公告又は指名通知するもの。)

2 提出時期

入札公告若しくは入札通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。入札時に工事費内訳書を提出できないときは、入札書を無効として、開札しない。

なお、やむを得ない事由により紙入札による場合は、電子入札の入札期間内に、発注者が指定した場所へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限り)により、入札書と併せて提出すること。

3 工事費内訳書の様式、記載内容

入札執行に際して、以下の点を確認することとしているので、県の設計図書的设计内訳書に対応したもので、記載内容は少なくとも工種までを記載した工事費内訳書を提出すること。

なお、工種ごとの金額が記載されていないなど提出された工事費内訳書に別表に該当する不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

(1) 業者名、工事名の記載確認

(2) 工事区分・工種(建築一式工事の場合は種目・科目)ごとの金額の記載確認

(3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格(税抜工事費計)と一致していることの確認

4 その他

県が工事費内訳書の様式を電子媒体(エクセル形式)で示した工事の場合、様式が複数のシートにより構成されていることもあるので、全てのシートに入力漏れがないよう十分に確認したうえで提出すること。(工事費内訳書の様式を示していない工事であっても、様式3に準じて必ず作成のうえ提出すること。)

別表

1 工事費内訳書が未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 工事費内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 工事費内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の工事費内訳書である場合
	(4) 白紙である場合（工事費内訳書に全く記載がない場合を含む。）
	(5) 工事費内訳書に押印がない場合 （電子入札システムにより工事費内訳書が提出された場合を除く。）
	(6) 工事費内訳書が特定できない場合 （複数の工事費内訳書が提出されている、他の工事の工事費内訳書が含まれる場合等）
2 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜工事費計）と一致しない場合	
3 その他の不備により適正な見積りがなされていないと判断される場合	

入札参加者の皆さんへ

低入札価格調査方法について（工事）

愛媛県では、入札・契約制度の客観性、競争性をより高めるため、総合評価落札方式により落札者を決定する工事（原則設計金額1,000万円（建築工事にあつては1,500万円）以上）の請負契約における落札者の決定に当たって、低入札価格調査制度を採用しています。

低入札価格調査制度は、入札価格が予め設定した「調査基準価格」を下回る入札がなされた場合、落札者の決定を保留し、当該価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その結果に基づき落札者を決定する制度です。

については、迅速かつ適格な調査を実施するため、調査基準価格を下回る入札を行った者に対する調査を下記により行いますので、十分に御理解のうえ、入札に参加してください。

また、低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、①低入札した受注者側の技術者1名増員又は専任②履行保証割合の引上げ（1割→3割）③前金払支払割合の引下げ（4割→2割）を実施するほか、④建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項ただし書の規定による特例監理技術者の配置を認めないこととしておりますので、御留意願います。

記

（1）調査基準価格について

調査基準価格については、次の計算式により予め設定しています。

なお、調査基準価格は契約締結後に公表することとしています。

区分	計算式	備考
①土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68) \times 1.1$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に7.5/10を乗じて得た額を下回る場合にあつては、予定価格に7.5/10を乗じて得た額を調査基準価格とする。
②建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.68\} \times 1.1$	

（2）資料の提出及び失格判断基準について

調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合、当該入札価格によっても契約内容に適合した履行ができることを説明していただく必要があります。

については、調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、別紙「低入札価格調査に必要な提出書類一覧（工事）」で指定する資料を当該入札の開札後速やかに作成のうえ、開札日の翌日から起算して3日（県の休日を除きます。）以内に持参により提出してください。この際、工種（建築一式工事の場合は科目）ごとの合計が入札時に提出した工事費内訳書と一致しないものについては、受理しません。また、提出期限の午後5時までに資料の提出がない場合、又は別添様式1により調査に対応できない旨の申し出があつた場合は、当該入札は失格とします。

なお、入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認することとしていますので、御留意ください。

また、平成20年4月1日から、低入札価格調査制度において失格判断基準を適用していません（ただし、この基準により難しいときは、適用を除外する場合があります。）ので、入札時に提出した工事費内訳書記載の各費目の金額が、次表に掲げる失格判断基準のいずれか一つに該当する入札については、当該入札は失格とします。この際、上記資料の提出は要しません。

費 目	基 準
直接工事費	設計金額における直接工事費の 90%未滿
共通仮設費	設計金額における共通仮設費の 80%未滿
現場管理費	設計金額における現場管理費の 80%未滿
一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%未滿

(注) この基準に該当する場合であっても、低価格となった合理的な根拠があると認められるときは、適用除外とすることがある。

(3) 事情聴取について

(2) の資料の提出後、直ちに（日時は別途指示）事情聴取を行い、契約内容に適合した履行が可能であることを、提出していただいた資料を用いて主張立証していただきます。ついては、当該入札の内容について責任ある回答の出来る方が出席してください。

(4) 受注者側の技術者増員又は専任について

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めることとしており、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とします。

ア 同法同条第 3 項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額 4,000 万円以上（建築一式工事にあつては 8,000 万円以上）の工事にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件（技術者の従事経験に係る要件を除く。）を満たす技術者を、専任で 1 名現場に配置を求めるものとする。

イ 請負代金額 4,000 万円未滿（建築一式工事にあつては 8,000 万円未滿）の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。

(5) 配置予定技術者を配置できなくなった場合について

低入札価格調査対象業者以外の者については、調査期間中において、当該工事と同じ技術者を配置予定技術者として充てて他の入札に参加することを制限しませんので、他の入札において落札者となり、結果として調査中の工事で技術者の配置ができなくなった場合には、別添様式 2 により、その旨を速やかに発注機関に報告してください。この場合、調査中の工事については、技術者の配置ができなくなり入札参加資格を満たさなくなるので、当該入札を無効として取り扱います。

(6) 低入札価格調査後の確認について

低入札価格調査に係る契約にあつては、調査時の説明と相違がないか確認しますので、発注機関からの照会があつた際には調査への協力をお願いします。

(7) その他、低入札価格調査に関するお知らせについては、愛媛県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」中に掲載しています。

(アドレス : <https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>)

愛媛県建設工事入札者心得（電子入札用）

愛媛県が発注する建設工事の入札参加者は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札は、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）（平成17年8月17日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき入札執行者の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのうえ、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。）
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 入札は入札者名義のICカードにより入札者又はその社員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者を含む。）が行うこととし、代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。なお、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出するとともに、本人確認書類（社員証等）を提示し、開札前に入札執行者の確認を受けること。
その際、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。ただし、工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。

入札者 住 所
氏 名

代理人 氏 名

Ⓜ

※ 代理人の押印を省略する場合

〔 責任者職氏名・連絡先：
担当者職氏名・連絡先： 〕

- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により入札執行者に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、繰り返し入札を辞退し、入札に参加する意欲がないと認められる者については、この限りでない。
- 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合、指名を受けた者においては、閲覧所において設計書を閲覧する際には、「入札通知書」画面を印刷したもの（やむを得ず紙入札方式による場合は、入札通知書の写しによる。）を閲覧事務担当者に提出するものとする。
- 7 入札者がいないとき又は1者（共同企業体の場合は1共同企業体）であるとき（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領（平成15年7月1日制定）に定義する入札後審査型一般競争入札のうち、設計金額1億円未満の工事の場合を除く。）は、入札を中止するものとする。ただし、当分の間、入札者がいないときに限り、入札を中止するものとする。
- 8 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 愛媛県会計規則又は入札に関する条件に違反した入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を含む。）が参加した場合を含む。）
 - (2) 工事の請負契約に係る一般競争入札において、当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者のした入札
 - (3) 一般競争入札において、入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
 - (4) 入札者又はその代理人がした2以上の入札

- (5) 代理権限のない者のした入札
 - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (7) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと思われる入札
 - (8) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札
 - (9) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額を訂正した入札
 - (10) やむを得ず紙入札方式による場合で、誤字、脱字等により意思表示が不明りょうである入札
 - (11) 次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）のした入札
 - ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条
 - (12) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が次に掲げる者のした入札。
 - ① 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
 - ② 暴力団員等ではなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 暴力団員等又は②に掲げる者がその事業活動を支配する者
 - (13) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条の規定に基づく工事費内訳書の提出がない入札
- 9 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
 - 10 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
 - 11 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場所及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。）
 - 12 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
 - 13 入札者中予定価格以内（愛媛県建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年10月1日制定）の適用を受ける工事にあつては、予定価格以内かつ最低制限価格以上。）で最低価格（総合評価落札方式により落札者を決定する場合（以下「総合評価落札方式の場合」という。）は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。ただし、愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱（平成19年4月1日制定）の適用を受ける工事において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。
 - 14 愛媛県建設工事低入札価格調査制度実施要綱の適用を受ける工事において、同要綱第3条第1項に規定する調査基準価格を下回る入札をした者は、契約担当者の行う同要綱に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
 - 15 県が発注する複数の工事において、同時に開札を執行する場合は、予定価格の高いものから一件毎に順に開札するものとし、低入札価格調査の対象となる工事があつた場合は、当該低入札価格調査の対象とならなかつた工事を優先して落札者を決定するものとする。

なお、この場合、入札参加者は、複数の工事において同一の技術者を配置予定技術者とすることができる。ただし、複数の工事のうち、一の工事を落札した場合において、残りの工事について技術者の専任での配置が困難と認められるときは、当該残りの工事については入札書を無効とする。
 - 16 入札回数は、1回とする。

なお、入札の結果不調となったときは、設計図書の再検討を行い、その結果により再入札（指名競争入札にあつては、指名替え又は再入札）とする。また、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領（平成18年9月20日制定）第3条第3項に規定する簡易型総合評価落札方式（簡易実績型）で実施した入札後審査型一般競争入札で入札不調となった場合は、指名競争入札で再度発注することがある。
 - 17 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
 - 18 落札者（愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領の適用を受ける工事にあつては落札候補者）となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者（共同企業体の場合

を含む。)以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。

- 19 入札者は、入札後、愛媛県会計規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 20 落札者は、落札の通知を受けた日から7日(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)第1条に規定する県の休日を含まない。)以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 21 工事の請負契約に係る一般競争入札(予定価格4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の工事の請負契約に係る入札で、やむを得ず指名競争入札による場合(以下「やむを得ず指名競争入札による場合」という。))を含む。)にあつては、全ての入札参加者は、入札時に入札書とあわせて入札公告等で指定する配置予定技術者に係る確認資料を提出しなければならない。この場合において、技術者の要件を満たさないと認められるときは、当該入札書を無効とする(やむを得ず指名競争入札による場合は落札決定を取り消す。))。
- 22 前項により最低価格の入札をした者の入札書を無効としたときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者について配置予定技術者の確認を行うものとする。
- 23 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項又は第2項の規定により監理技術者又は主任技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査に係る契約にあつては、次のとおり技術者の配置を求めるものとし、必要な技術者を専任で配置できないときは、当該入札は失格とする。
 - (1) 同法同条第3項の規定により技術者の専任が義務づけられている請負代金額4,000万円以上(建築一式工事にあつては8,000万円以上)の工事(以下「技術者を専任で配置しなければならない工事」という。))にあつては、専任で配置しなければならない監理技術者又は主任技術者とは別に、同等の要件(技術者の従事経験に係る要件を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。
 - (2) 請負代金額4,000万円未満(建築一式工事にあつては8,000万円未満)の工事にあつては、配置する監理技術者又は主任技術者について、専任で現場に配置を求めるものとする。
- 24 前項に規定する低入札価格調査に係る契約にあつては、建設業法第26条第3項ただし書の規定は適用しない。
- 25 技術者を専任で配置しなければならない工事において、専任で配置しなければならない監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該監理技術者及び専任で配置しなければならない監理技術者補佐)又は主任技術者は、開札日以前に申請者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。ただし、やむを得ない事情により、行革分権課が認めた場合はこの限りでない。
- 26 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格調査に係る契約にあつては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- 27 低入札価格調査に係る契約にあつては、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内に引き下げるものとする。
- 28 落札者が20に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき(26に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。)は、落札は、その効力を失うものとする。
- 29 入札執行後、請負契約の締結までの間において、入札者が入札参加資格停止となった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは当該業者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。
- 30 県工事の施工にあたり、暴力団、暴力団関係者(暴力団員等及び暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等から不当介入を受けた場合は、直ちに県に報告(下請負人(再下請負人を含む。以下同じ。))にあつては、請負者に報告)し、警察への届出を行うこと。県への報告及び警察への届出(下請負人にあつては、請負者への報告)を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 31 県工事の施工にあたり、工事関係者事故又は公衆損害事故が発生した場合には、速やかに発注担当部局を通じて許可担当部局へ報告すること。事故発生に関して、労働基準監督署、検察庁、裁判所による処分等(是正勧告、指導票の行政指導を含む。)を受けた場合にも速やかに報告すること。県への報告を怠った場合、入札参加資格停止を行うことがある。
- 32 県工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、地方税法(昭和25年法律第226号)に違反する軽油等(以下「不正軽油」という。)を使用してはならない。

また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会う等の協力を行うとと

もに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除する等の是正措置を講じなければならない。

- 33 電子入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、愛媛県電子入札運用基準（工事・業務）によるものとする。
- 34 総合評価落札方式の場合で、この心得に定めのない事項については、愛媛県建設工事簡易型総合評価落札方式実施要領によるものとする。
- 35 この心得は、随意契約による見積合わせ、建設工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る入札の場合に準用する。

別記様式

（用紙 A 4）

<p>入 札 辞 退 届</p>	
件名	上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。
年月日	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
	Ⓜ
	※ 押印を省略する場合
	〔 責任者職氏名・連絡先： 担当者職氏名・連絡先： 〕
（契約担当者）様	

注： 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない。

契約の保証について

設計金額100万円以上の工事については、落札者となった場合に、請負代金額の10分の1以上(ただし、低入札価格調査を受けた者との契約にあつては、請負代金額の10分の3以上。以下同じ。)の金額を保証する次に掲げる契約の保証のいずれかを提供いただくことになります。

契約の保証を提供できない場合には、契約を締結することができなくなりますので、御承知ください。

- ① 契約保証金の納付
- ② 有価証券等の提供（利付国債に限る。）
- ③ 金融機関の保証
- ④ 前払保証事業会社の保証
- ⑤ 損害保険会社の履行保証保険
- ⑥ 損害保険会社の履行保証証券（履行ボンド）

入札前に……

落札者になった場合に、どの契約の保証を選択するか、あらかじめ検討をお願いします。また、金融機関、損害保険会社を利用される場合は、保証の引受審査が必要になることがありますので、事前に保証機関に相談されることをお勧めします。

なお、1つの契約について、2種類以上の契約の保証の組合せを選択することはできません。また、請負代金額が2倍以上に変更された場合、原則として、契約の保証の追加が必要となりますが、この場合も、当初契約において選択した契約の保証でお願いすることになりますので、御承知ください。

落札者になったら……

入札担当者に対して、直ちにどの契約の保証を選択するか申し出て、指示を受けてください。契約の保証は、落札者となった日から7日以内に工事請負契約書案の提出と併せて、提供いただくことになりますので、迅速な手続をお願いします。

なお、工事請負契約書案については、頭書の契約書中「工期」「契約保証金」及び「契約年月日」の欄は空欄とし、その他必要事項を記入、押印の上、提出してください。

契約の保証ごとの具体的な手続は

- ① 契約保証金の納付
 - ・ 入札担当者から納入通知書を送付しますので、納入通知書に請負代金額の10分の1以上の現金を添えて、県の指定金融機関等で納入してください。入札担当者に直接現金を持ってこられても、受け取れませんので、御注意ください。
 - ・ 県の指定金融機関等で現金を納入すると、領収書が発行されますので、工事請負契約書案に当該領収書を添えて、入札担当者に提出してください。
 - ・ 以上の手続を経て、納入された金額、納入日等が適正であれば契約締結となりますが、領収書は、工事完成時の保管金還付請求の際、必要となりますので、大切に保管しておいてください。
- ② 有価証券等の提供（利付国債に限る。）

- ・ 提供しようとする利付国債のコピーを添付して、保管有価証券提出書を入札担当者に提出してください。なお、利付国債の総額面金額が請負代金額の10分の1以上であることを十分確認してください。
- ・ 保管有価証券提出書の内容が適正であれば、利付国債を提供する日時、窓口を入札担当者から連絡しますので、当該日時、窓口に利付国債を持参してください。なお、この際、支払期日の到来している利札は、切り離しておいてください。
- ・ 窓口で利付国債を提供すると、有価証券保管書が発行されますので、工事請負契約書案に当該保管書を添えて、入札担当者に提出してください。
- ・ 以上の手続を経て、提供された利付国債の額面金額、提供日等が適正であれば契約締結となりますが、有価証券保管書は、工事完成時の保管有価証券還付請求の際、必要となりますので、大切に保管しておいてください。

③ 金融機関の保証

- ・ 銀行等(※注1)に保証を依頼し、保証書が発行されたら、直ちに入札担当者に保証書を提出してください。
- ・ 提出された保証書の保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

④ 前払保証事業会社の保証

- ・ 前払保証事業会社に保証を依頼し、保証証書が発行されたら、直ちに入札担当者に保証証書を提出(※注2)してください。
- ・ 提出された保証書の保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

⑤ 損害保険会社の履行保証保険及び履行保証証券(履行ボンド)

- ・ 損害保険会社に保険契約締結又は保証を依頼し、保険証券又は保証証券が発行されたら、直ちに入札担当者に提出してください。
- ・ 提出された保険証券又は保証証券の保険・保証金額(請負代金額の10分の1以上)、保険・保証期間、工事名等が適正であれば契約締結となります。

(注1) 銀行等とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中金、商工中金、信用協同組合、農協、水産業協同組合等である。

(注2) 保証契約番号と認証キーの送信による電子保証の利用も可能とする。詳細は愛媛県ホームページ「建設工事及び建設工事関連業務における保証証書の電子化について」(下記アドレス)を参照のこと。

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7541.html>

現場代理人の設置について

1 現場代理人の設置について

(1) 現場代理人とは

愛媛県が発注する工事においては、工事請負契約約款第 10 条の規定により、受注者の代理人として工事現場に常駐し、その運営、取締り等の工事の施工に関する一切の事項を処理する現場代理人を設置することが義務付けられています。

(2) 工事現場への常駐とは

現場代理人となる者が、当該工事のみに専任し、作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在することを指します。

なお、特別の理由の要件等の詳細については、愛媛県のホームページ (URL : <https://www.pref.ehime.jp/page/7450.html>) に掲載しております。現場代理人の常駐に係る取扱いについてをご参照ください。

(3) 現場代理人の要件

現場代理人になるための要件として、資格や従事経験等は必要ありませんが、工事における責任を明確化するため、現場代理人となる者と受注者との直接的な雇用関係が必要となります。

適正な現場代理人を設置できない場合には、契約を締結できませんので、ご注意ください。

注意事項

- ① 入札する前においては、契約後に設置する現場代理人が、開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることが必要となりますので、設置を予定している現場代理人の雇用状況については、十分に確認したうえで入札してください。
- ② 落札後は、当該工事に設置する現場代理人を速やかに発注者に通知してください。その際に、当該現場代理人が開札日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることを確認しますので、通知の際は所定の様式に雇用関係を証明できる資料を添えて提出してください。

(4) 現場代理人の変更

現場代理人を変更する場合は、新しく設置する現場代理人に、当該変更日の前日以前に受注者と直接的な雇用関係があることが必要です。

現場代理人変更に係る発注者への通知の際に当該事項について確認を行いますので、所定の様式に雇用関係を証明できる資料を添えて監督員まで提出してください。

2 副現場代理人の設置及び現場代理人の職務の代行について

(1) 副現場代理人の設置について

副現場代理人は、工事請負契約約款第 10 条の規定により設置する者であり、現場代理人が以下の事由により現場代理人の職務の執行を一時的に行うことができない場合、その期間内に限り現場代理人の職務を代行することができます。

なお、副現場代理人はあらかじめ設置する必要がありますが、設置は必須ではありません。

副現場代理人による現場代理人の代行が認められる事由

- ①現場代理人が休暇を取得する場合
 - ②現場代理人が技術研鑽のため講習等へ出席する場合
- ※いずれも 1～2 週間程度を上限とする。

(2) 副現場代理人の要件

副現場代理人の設置にあたっては、現場代理人と同様、現場代理人となる者と受注者との直接的な雇用関係が必要となります。なお、雇用関係の確認等は現場代理人と同様の取扱いとなります。

また、副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合、代行する期間内は現場代理人と同様に工事現場への「常駐」が義務づけられます。

(3) 副現場代理人が現場代理人の業務を代行する際の取扱い

副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合は、工事請負契約約款第 10 条第 3 項の規定により、受注者が監督員に通知する必要があります。

注意事項

通知のあった現場代理人を代行する期間及び事由が、工事請負契約書第 10 条第 3 項の規定を鑑みて著しく不相当であると認められる場合は、代行ではなく現場代理人の交代を求めることがあります。

(4) 副現場代理人としての従事経験の取扱い

副現場代理人としての従事経験は、現場代理人の職務の代行の有無に関わらず、入札参加資格及び総合評価における従事経験としては認められません。

3 現場代理人の常駐義務緩和措置について

(1) 常駐義務緩和措置の要件

現場代理人は契約工事期間中において工事現場への「常駐」が義務付けられていることから、その工事の技術者と兼任することはできますが、通常、他の工事の現場代理人や技術者、営業所の専任技術者を兼任することはできません。

しかし、次の要件のいずれかに該当する工事で、兼任の申出があり、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の常駐義務を緩和し、兼任（条件を満たす他工事の現場代理人や非専任又は兼任が認められた技術者を兼ねること）を認めます。

また、年間維持工事等（年間維持工事及び冬期路面对策工事をいう。以下同じ。）と別工事の現場間の距離が、いずれも最短 30 分以内（一つの工事に現場が複数ある場合も同様とする。）又は同一建設部・土木事務所管内の範囲である場合、年間維持工事等 1 件までは、兼任件数に含めないことができます。

（ただし、①～③の同時適用はできません。）

詳細は、愛媛県のホームページ (URL: <https://www.pref.ehime.jp/page/7450.html>) に掲載しております。現場代理人の常駐義務緩和措置について（詳細）をご参照ください。

現場代理人の常駐義務緩和要件①

- 全ての工事が請負代金額 4,000 万円（建築は 8,000 万円）未満であり、次の要件を満たす場合は、3 件（県工事以外の工事と兼任する場合は 2 件）まで兼任を認める。
 - ア 各現場間の移動時間が 30 分以内又は全ての現場が同一建設部・土木事務所管内
 - イ 発注者（監督員）が求めた場合は、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応が可能

現場代理人の常駐義務緩和要件②

- いずれか又は両方の工事が請負代金額 4,000 万円（建築は 8,000 万円）以上であり、建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により主任技術者の兼任が認められる要件（現場間の移動距離が 10km 以内）を満たす場合は、2 件まで兼任を認める。

現場代理人の常駐義務緩和要件③

- 工場製作期間を含む複数の工事であって、全てが同一工場で工場製作のみを行う期間中

(2) 常駐義務緩和時の技術者との兼任について

現場代理人の常駐義務緩和措置により兼任が認められる工事においては、兼任の申出があったときは、現場代理人が対象工事における技術者を兼任することを認めます。

ただし、現場代理人が、現場代理人として配置されていない別の工事の技術者のみを兼任する場合は、前項①の要件を満たす工事に限ります。

詳細は、愛媛県のホームページ (URL: <https://www.pref.ehime.jp/page/7450.html>) に掲載しております。現場代理人と主任技術者との兼任の取扱いについてをご参照ください。

(3) 工事現場滞在に係る補足事項

- ① 年間維持工事及び冬期路面对策工事は、指定した期間・現場作業期間を除き工事現場への滞在を不要とします。
- ② 次のいずれかに該当する期間中は、工事現場への滞在を不要とします。

- ア 現場作業に着手するまでの期間
- イ 工事の全部の施工を一時中止している期間
- ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- エ その他、工事現場において作業等が行われていない期間

(4) 副現場代理人が現場代理人の職務を代行する際の取扱い

副現場代理人は、現場代理人の休暇又は研修等への出席により不在になることに備え、現場代理人の職務を代行する場合の候補としてあらかじめ設置する者であることから、副現場代理人が他工事の現場代理人や技術者を務めること等の制限はありません。

ただし、副現場代理人が現場代理人の職務を代行する期間内は、現場代理人と同様に工事現場への「常駐」が義務付けられますので、副現場代理人が他工事の現場代理人又は技術者を務めている場合は、現場代理人の職務を代行する期間内において、現場代理人の常駐義務緩和措置の要件を満たしている必要があります。

入札後審査型一般競争入札における審査順位くじについて

平成26年7月1日以降に公告する愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札実施要領の適用を受ける工事入札案件（以下「工事入札案件」という。）において、開札の結果、落札候補となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者（以下「落札候補者」という。）が2者（共同企業体の場合を含む）以上である場合は、電子くじにより落札候補者として入札参加資格要件の審査（以下「事後審査」という。）を行う順位を決定することとします。

1 概要

これまで、開札（総合評価落札方式の場合は開札して評価値を算出）した結果、落札候補者が2者以上いる場合は、すべての落札候補者から入札参加資格確認のための追加資料を提出いただき、事後審査を行った上で、電子くじ又は紙くじにより落札者を決定していましたが、平成26年7月1日以降に公告する工事入札案件から、すべての落札候補者で事後審査前に電子くじを行い、事後審査を行う順位を決めた上で、第1順位となった落札候補者について事後審査を行い、審査の結果、資格が確認できた場合、落札者として決定します。

仮に、第1順位の落札候補者の入札参加資格が確認できなかった場合又は総合評価落札方式の場合で評価値が下方修正された場合は、当該候補者を落札候補者から除外し、第2順位の落札候補者の事後審査を行います。以後、落札者が決定するまでこの処理を繰り返します。

2 くじ実施から事後審査までの流れ

くじについては、開札後（総合評価落札方式の場合で評価値の疑義照会期間がある場合は、疑義照会期間終了後）に実施します。

決定した第1順位の落札候補者には、事後審査のための追加資料の提出依頼を行うので、速やかに発注機関まで提出（3MBまで電子入札システムにより提出可能）してください。

(別紙9)

(参考：電子くじでの事後審査順位付けの手順について)

電子くじでは、次の手順で落札候補者の事後審査の順位付けを行います。

<順位付けの手順>

- (1) 電子入札者は入札書提出時に任意の3桁のくじ番号を入力する。
紙入札者は入札書に任意の3桁のくじ番号を記載して提出する。
- (2) 電子入札者は入札書の到達時刻の秒(ミリ秒単位の下3桁)を自動取得
紙入札者の場合は開札時のシステム開札時刻の秒(ミリ秒単位の下3桁)を自動取得
- (3) 開札時に電子くじ対象業者を選択し、それぞれ入札書が到達した順に、
0, 1, 2・・・と順番に番号を割り当てる。
- (4) 電子くじ対象者の(1)と(2)の数字を全て足し合わせ、電子くじ対象者数で割り、余りを求める。
- (5) (3)と(4)の番号が一致した落札候補者を第1順位とする。
- (6) 第2順位以降の落札候補者は、(5)で順位決定した者を除いて、(1)から(5)の手順を繰り返す。

(例：最高評価値者が3者の場合)

最高評価値者 (電子くじ対象者)	A社(電子)	B社(電子)	C社(紙)
くじ番号	<u>261</u>	<u>347</u>	<u>077</u>
入札書到達日時 (紙入札者は開札日時※)	1月22日 13時16分 35秒 <u>642</u>	1月22日 14時26分 35秒 <u>012</u>	1月22日 16時16分 54秒 <u>962</u>
入札書到達日時のミリ秒	<u>642</u>	<u>012</u>	<u>962</u>
くじ番号+ミリ秒数(下3桁)	903 (=261+642)	359 (=347+012)	039 (=077+962)
入札書到達の順番	0	1	<u>2</u>
合計/業者数	1301/3		
余り	<u>2</u>		
審査第1順位 決定			○
入札書到達の順番	<u>0</u>	1	—
合計/業者数	1262/2		
余り	<u>0</u>		
審査第2順位 決定	○		
審査順位結果	第2順位	第3順位	第1順位

※一括開札の場合でも、各応募者の入札書はシステムが個々に開札するため、開札日時は同時とはならない。

様式 1

令和 年 月 日

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課長 様

会社名
代表者名

設計書等貸与申請書

久万高原庁舎新築工事の設計書等の貸与を申請します。

なお、貸与された設計書等の取扱いについては、細心の注意を払い、紛失、汚損のないよう取り扱い、指定の日時まで返却いたします。

様式2（やむを得ず紙入札方式による場合）

入札書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所 ▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地
入札者 名称 久万高原庁舎新築工事〇〇・△△・□□共同企業体
氏名 代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 ▽▽▽▽

代理人 ▽ ▽ ▽ ▽ 印

私

印

拾億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

ただし（工事名） 久万高原庁舎新築工事

この入札保証金 ¥ _____

ただし現金 ¥ _____

有価証券 ¥ _____

上記のとおり愛媛県会計規則を遵守し、契約条項を承認のうえ入札いたします。

電子くじ入力番号

注： 工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に定める代替手段を講じる場合は、押印を要しない（ただし、持参による場合に限る。）。

様式 3
(工事費内訳書)

久万高原庁舎新築工事

商号又は名称：

※ 種目・科目別内訳ごとの金額が記載されていないなど工事費内訳書の記載内容に不備があるときは、工事費内訳書が提出されていないものとみなし、入札書を無効として、開札しないことがあるので、十分に留意すること。

庁舎棟新築工事				
名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接仮設	1	式		
土工	1	式		
地業	1	式		
鉄筋	1	式		
コンクリート	1	式		
型枠	1	式		
鉄骨	1	式		
防水	1	式		
石	1	式		
タイル	1	式		
木	1	式		
屋根及びとい	1	式		
金属	1	式		
左官	1	式		
建具	1	式		
塗装	1	式		
内外装	1	式		
ユニット及びその他	1	式		
昇降機設備	1	式		
計				

様式 4 (やむを得ず紙入札方式による場合)

委任状

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

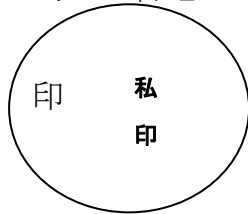
住 所 ▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地
名 称 久万高原庁舎新築工事〇〇・△△・□□共同企業体
氏 名 代表者 〇〇建設株式会社
 代表取締役 ▽ ▽ ▽ ▽ 印



久万高原庁舎新築工事の入札に関する一切の権限を次の者に委任します。

代理人 住 所 ▽▽県▽▽市▽▽町▽▽番地

氏 名 ▽ ▽ ▽ ▽ 印



- (注) 1 委任状の様式は上記内容を記載した任意様式でも可。
2 委任状は代表者から代理人への直接委任とする。復委任は認めない。